

築上町告示第170号

平成19年第3回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成19年8月31日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成19年9月7日

2 場 所 築上町議会議場

○開会日に応招した議員

首藤萬壽美君	塩田 文男君
工藤 久司君	塩田 昌生君
田原 宗憲君	丸山 年弘君
西畠イツミ君	西口 周治君
有永 義正君	田村 兼光君
吉元 成一君	成吉 瞳奎君
岡田 信英君	武道 修司君
平野 力範君	中島 英夫君
繁永 隆治君	田原 親君
信田 博見君	宮下 久雄君

○9月10日に応招した議員

○9月11日に応招した議員

○9月12日に応招した議員

○9月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成19年 第3回 築上町議会定例会議録（第1日）

平成19年9月7日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成19年9月7日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告

・提出された案件等の報告

日程第4 議案第79号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第2号）について

日程第5 議案第80号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)について

日程第6 議案第81号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第7 認定第1号 平成18年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第2号 平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第9 認定第3号 平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

日程第10 認定第4号 平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

日程第11 認定第5号 平成18年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第6号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

日程第13 認定第7号 平成18年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第8号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

日程第15 認定第9号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第16 認定第10号 平成18年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

て

- 日程第17 認定第11号 平成18年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第18 議案第82号 築上町敬老祝金条例の制定について
日程第19 議案第83号 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第20 議案第84号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
日程第21 議案第85号 人権擁護委員の推薦について
日程第22 議案第86号 築上町監査委員の選任について
日程第23 発議第11号 築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
　①議長の報告
　　・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第79号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
日程第5 議案第80号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）について
日程第6 議案第1号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につ
いて
日程第7 認定第1号 平成18年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第8 認定第2号 平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
日程第9 認定第3号 平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
日程第10 認定第4号 平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
日程第11 認定第5号 平成18年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12 認定第6号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
日程第13 認定第7号 平成18年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14 認定第8号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決

算の認定について

日程第15 認定第9号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第10号 平成18年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第11号 平成18年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 議案第82号 築上町敬老祝金条例の制定について

日程第19 議案第83号 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第20 議案第84号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

日程第21 議案第85号 人権擁護委員の推薦について

日程第22 議案第86号 築上町監査委員の選任について

日程第23 発議第11号 築上町議會議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（20名）

1番	首藤萬壽美君	2番	塙田 文男君
3番	工藤 久司君	4番	塙田 昌生君
5番	田原 宗憲君	6番	丸山 年弘君
7番	西畠イツミ君	8番	西口 周治君
9番	有永 義正君	10番	田村 兼光君
11番	吉元 成一君	12番	成吉 暉奎君
13番	岡田 信英君	14番	武道 修司君
15番	平野 力範君	16番	中島 英夫君
17番	繁永 隆治君	18番	田原 親君
19番	信田 博見君	20番	宮下 久雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君 主査 西畠 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村 信雄君
秘書課長	西村 好文君	財政課長	田原基代孝君
企画課長	加来 篤君	地域振興課長	中野 誠一君
人権課長	吉田 一三君	住民課長	遠久 隆生君
税務課長	椎野 義寛君	健康福祉課長	吉留 久雄君
高齢者福祉課長	吉留 正敏君	産業課長	出口 秀人君
建設課長	内丸 好明君	上水道課長	中嶋 澄廣君
下水道課長	平岡 司君	会計課長	川崎 道雄君
農業委員会	後田 幸政君	住民生活室長	落合 泰平君
管理課長	安田 美鈴君	企業立地課長	竹本 正君
環境課長	松田 倫夫君	学校教育課長	中村 一治君
生涯学習課長	舟川 忠良君	監査室長	吉留 康次君
徴収専門官	大田 隆君	徴収専門官	小林 實君
代表監査委員	浦岡 信男君		

午前10時00分開会

○議長（成吉 嘉義君） おはようございます。ただいまの出席議員は20名です。定足数に達しておりますので、平成19年第3回築上町議会定例会を開会します。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、新川久三君。

○町長（新川 久三君） おはようございます。皆さん、選挙後の初の定例会で、第3回定例会を招集いたしましたところ、全議員の参加をいただきましてありがとうございます。

行政報告ということでさせていただきますけれども、きょう、台風9号が関東地方を非常に強い勢いで進んでおるようでございますけれど、私どもも、6月議会以降、2個の台風が襲来しました。そして、最初の分は、そんなに、まあ国東半島の向こうから四国に行ったということで、本町にとってはそんなに大きな被害もなく、それから2回目の7月たしか5日でございましたか、台風5号、これについては若干、大潮と重なりまして、床下浸水等々が港の漁協の付近で出ております。非常に、ちょうど大潮と重なりまして、越波が、そして城井川から大量の葦が流れてきて、それが道路上に上がったというてことで、まあ、そういうことで非常にやっぽり後片づけ、相当苦労いたしたところでございます。まあ、そういうことで、まだまだ台風の襲来ということがあるんで、万全の対策を立てながらやってまいりたいと、このように考えております。

次に、基地問題でございますけれども、8月30日に、福岡防衛施設局の方から来庁いたしまして、1市2町の方に、一応、国の経過の報告がございました。皆さん、お手元には多分配っておるんじゃないかなと思いますけれども、いわゆる今回の米軍再編については、点数制を用いて、再編交付金の配分をするという大まかな形の福岡防衛施設局からの報告がございました。

そして、この点数制ということで、基本的には2項目の1.5、1.5という非常に我々もなかなか理解、まだ、しがたいような形でございますけど、それと、あと同じ基地内、築城基地内の分についても、航空機騒音のいわゆる騒音の度合いによって、いわゆる交付金の額が決まるようございます。

その額自体は、まだまだ決まっておりませんけれども、一応、点数の出し方は、一応、国の方で要綱をつくつて決めたというふうなことで、ご報告があつておるとこでございます。

次に、東九州自動車道の関係でございますけれども、今、一応、センターぐいはほぼ打ち終わりまして、ある程度、用地交渉を進めておるところでございます。

それで、今、ちょうど国道10号と東九州自動車道の分岐に当たるところに、椎田南インターができます。この椎田南インターについての、いわゆる上り口、これをやはり上ノ河内の県道から上がるようについて、強い運動、地元と一体的になった形で、県の方に要請、また、西日本高速自動車道株式会社の方にも要請をしており、若干の前向きな姿が見えてまいりました。県の方も、県道改良を国道10号線から2車線、いわゆる片側1車線でございますけど、2車線の道路をつけると、そういうふうな考え方で、地元の方も、ある程度、用地の方も協力していただこうというところまで行っておりますんで、実現すれば、ちょうど県道上ノ河内線のいわゆる2車線化といいますかね、そういう形で、南インターまでの2車線化が可能になるんじやなかろうかなということで、平成26年、一応、完成を目指しながら頑張っておるところでございます。

次に、財政事情、非常に最初申せばよかったですけども、厳しい厳しいということで、いろんな形で、いわゆるリストラ、それから行財政改革をやらせていただいておるとこでございます。

非常に厳しい中で、我々の今、行財政改革の実績を認められたこと、それからもう一つは、地方交付税の関係でございますけど、それが認められたことと、それから、あと米軍再編という形の中で、基地所在について、いわゆる特殊事情ということで、交付税の増額が若干認められた。それから、あと合併ということで、ということで、交付税全体、県の平均をすれば3.6%、すべて減っているわけでございますけれども、本町においては1億2,200万ということで、普通交付税のいわゆる増額をいただいたところでございます。

率にすれば、前年比3.8%、昨年よりも多くいただけたということでございますので、今後なお、行財政改革という形で、財政の見直しをやりながら、町財政の確立に向けてまいりたいと、このように考えております。

次に、エタノールということで、昨年からことし、5月にかけて取り組んでまいりましたが、残念ながら、国の方に応募しましたが、線から外れたということで、やはり計画性の再構築をしながら、再度、挑戦してはどうかという意見も非常に多ございますので、そこあたり、また関係の皆さんと協議をしながら進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

そういう形の中で、あと本日の議会から、基本的には決算が一番多くなるわけでございますけれども、補正予算が3件、提出させていただいております。それから決算は11件、それから条例案件1件、そして工事の変更契約が1件、そして人事案件が2件、提案させていただいておるところでございます。

そしてさらに、中日の日に、補正予算1件と、それから条例案を1件、提案させていただこうというふうに考えておるところでございます。まあ会期中、皆さんの十分なる御審議をいただきながら、全件御理解をいただいて、御承認をいただくようお願い申しあげまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（成吉 暁奎君） これで行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（成吉 暁奎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、首藤萬壽美議員、2番、塩田文男議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（成吉 暁奎君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。宮下委員長。

○議会運営委員長（宮下 久雄君） 議会運営委員会の報告をいたします。

9月4日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の日程案のとおり委員会で決定いたしました。9月7日の本日は、本会議で議案の上程、なお、組合規約や人事案件等は、本日、即決することとして協議いたしました。9月8日から9月9日までを議案考査日とします。9月10日は、本会議で議案に対する質疑、委員会付託を行います。9月11日は一般質問とします。9月12日は、一般質問の予備日とします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会といたします。9月13日は、休会とします。9月14日は、厚生文教委員会で、9月15日から9月

17日は休会とします。9月18日は、休会で産業建設常任委員会とします。9月19日は、休会で総務常任委員会とします。9月20日は、休会で委員会予備日とします。委員会審議のあり方等協議しましたが、当面、従来の方法で開催することとしましたので、御協力をお願いします。なお、急を要する所管外の議案は委員長判断とします。委員会運営は、所管の議案審議、所管の事務質疑、通告された所管外の議案質疑の順とします。一般行政事務関連は一般質問でお願いします。9月21日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決です。なお、一般質問の受け付け締め切りは本日午後3時までといたします。また、議案考査日に議案を熟読していただき、円滑な議会運営に御協力をお願いいたします。

以上、会期は本日から9月21日までの15日間とすることが適当だと議会運営委員会で決定いたしましたので御報告をいたします。

以上です。

○議長（成吉 嘉奎君） 御苦労さんでございました。

局長より訂正事項がございます。どうぞ。

○事務局長（江本偉久雄君） お手元に配付しています会期日程（案）の中で、第7日目の9月13日、これは委員会予備日となっていますけども、実は、この日に高齢者の方々に対する訪問業務が発生しております、議運のメンバーの方々には、13日と14日の変更を承諾してもらいまして、今、議運の委員長さんに方針訂正していただきましたので、改めて、第7日の9月13日が厚生文教常任委員会、8日の9月14日が委員会予備費ということで訂正させてもらいます。

以上です。

○議長（成吉 嘉奎君） 御苦労さんでした。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お詫びします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日7日から9月21日までの……。

○事務局長（江本偉久雄君） 申しわけありません、たびたび。この今の日程でよろしいです。

○議長（成吉 嘉奎君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 委員会予備費が、私どもの配付された日程案では13日になっていますよね、これを14日の委員会に入れかえるということで、当初は13日を予備日にしていたわけですか。

○事務局長（江本偉久雄君） 済みません。もう一度、訂正します。

こちらの間違います。申しわけありません。今の会期日程の13日が予備日で、14日が厚生文教となります。

以上です。済みません。

○議長（成吉 暁奎君）　吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君）　ということは、当初の議会運営委員会では14日が予備日になっていたわけですね。これ、どういうことで予備日を14日にとることにしたわけですか。予備日については、20日に1日とっていますよね。3常任委員会あるんですから、3常任委員会が終わる、終わらん都合によって予備日をとるならわかるんですよ。

だから、今の言い方ですると、13日に厚生文教常任委員会を開くなれば、14日に予備日となりましたと、これはいいんですよ。

で、次に、産業建設常任委員会で18日したら、19日、何で産業建設、予備日とらないんですか。総務にはとるんですか。これは、どことか関係なしに予備日を2日とったということになれば、どこで調整するのか、その予備日の。

局長に聞きよるんやないですよ。それは議会、議運の、議運に聞かんな。

○議長（成吉 暁奎君）　局長、答えますか。議運委員長。

○議会運営委員長（宮下 久雄君）　この中身は局長から説明をいたします。

○事務局長（江本偉久雄君）　先ほど、吉元成一議員が言われたような流れで今日まで来ておりました。

で、委員会予備日につきましては、確かに委員会が終わった後のということになりましたけれども、今回の場合は、先ほど言いましたように、高齢者の方々に対する慰問が13日に、県の方と町執行部の方が伺うということになりました、急きょ、各議運の委員さんの方に了解を求めて、変更を了解もらいました。

しかしながら、委員会予備日が前に来るというが変則的じゃないかということありますけども、一応、急を要する場合もありますということでもって、委員会予備日を13日に持ってきております。

もう一点の、9月20日の委員会予備日の件でございますけども、これにつきましても、総務委員会だけの予備費日だけじゃなくて、全体を見たときの予備日として御理解していただければと思います。

以上です。

○議長（成吉 暁奎君）　吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君）　ということは、局長、この予備日の2日については、全体の予備日ということでとらえていいわけですね。

今後、議運の皆様にも、議長にもお願ひしたいんですけど、委員会の予備日となると、審議を尽くせなかったものについての予備日ですから、委員会の後にとってください。よろしくお願ひします。

○議長（成吉 暉奎君） はい、わかりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日 7 日から 9 月 21 日までの 15 日間と決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 9 月 21 日までの 15 日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（成吉 暉奎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しておりますように、議案は第 79 号外 17 件であります。

また、例月出納検査報告が配付のとおり提出されておりますので、御報告いたします。

議事に入ります。

日程第4. 議案第79号

日程第5. 議案第80号

日程第6. 議案第81号

○議長（成吉 暉奎君） お諮りします。日程第4、議案第79号の平成19年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第6、議案第81号の平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号から議案第81号までを一括上程することに決定しました。

日程第4、議案第79号平成19年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第6、議案第81号の平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。

○財政課長（田原基代孝君） 議案第79号平成19年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第80号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町特定環境保全公共下水

道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第81号平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。平成19年9月7日、築上町長新川久三。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第79号は、平成19年度の築上町一般会計補正予算（第2号）でございますけれども、本予算は、総額95億7,797万3,000円に、9,326万5,000円を追加いたしまして、96億7,123万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、町敬老年金の後期分が当初予算で未計上でございました。これを1,710万円計上させている。それから火葬場建設費の造成工事2,545万、それから町営住宅の解体工事ということで、六反田住宅の用地が、今まで登記ができておりませんでしたけれども、ようやくこれが登記ができまして、所有権の移転も完了しましたんで、一応、壊せるところは壊していくと。それから、南別府団地も、一応、老朽化して、もう入れないところを壊していくことで、2,635万の増額をさせていただいております。

財源の主なものは、普通交付税、それから合併推進交付金ということで、これは県の交付金でございます。それから前年度の繰越金等が主な理由でございます。

で、なお、財政調整のため、繰越金が一応、財政調整基金を予算に当初充てておりましたけれども、繰越金が出ましたんで、これを財政調整基金積立金と減債基金に、ほぼ2億ずつ、一応、お返しをすると、こういうふうな形の予算を提案させていただいております。

次に、議案第80号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、これは第1号でございますが、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加いたしまして、総額を4億3,071万円と定めるものでございます。

これは、築城地区の下水道事業の予算でございまして、基本的には工事請負費を2,000万増加するものでございます。

次に、議案第81号につきましては、これは19年度の築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、これも、622万9,000円を増額いたしまして、総額を1億3,910万9,000円に定めるものでございます。

補正の主なものは、これは人件費のいわゆる人事異動に伴うもの、それから漏水調査業務の予算で、これは36万6,000円ということでございますんで、主に職員の人事異動に伴うものの人件費の増額でございます。

以上でございます。よろしく御審議、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

日程第7. 認定第1号

日程第8. 認定第2号

日程第9. 認定第3号

日程第10. 認定第4号

日程第11. 認定第5号

日程第12. 認定第6号

日程第13. 認定第7号

日程第14. 認定第8号

日程第15. 認定第9号

日程第16. 認定第10号

日程第17. 認定第11号

○議長（成吉 暉奎君） お諮りします。日程第7、認定第1号の平成18年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第17、認定第11号平成18年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括上程したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第11号までを一括上程することに決定しました。

日程第7の認定第1号平成18年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第17、認定第11号の平成18年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。田原財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 認定第1号平成18年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度築上町一般会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第2号平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第3号平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第4号平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進

事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第5号平成18年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第6号平成18年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第7号平成18年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第8号平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第9号平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第10号平成18年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第11号平成18年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成18年度築上町水道事業会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成19年9月7日提出、築上町長新川久三。

○議長（成吉 暁奎君） 新川久三町長。

○町長（新川 久三君） 認定第1号は、平成18年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定でございます。本提案は、歳入総額が102億836万4,343円でございます。それから、歳出総額は95億5,415万9,272円でございます。その差額は6億5,420万5,071円でございます。そして、翌年度へ繰り越しをしなければならない一般財源は2,974万3,000円でございます。実質収支額は6億2,446万2,071円でございます。そして、単年度収支を見ますと1億3,753万8,343円、そして、実質単年度収支は1億4,262万6,207円の黒字となっております。そして、一応、公債費の財源として減債基金2億9,500万等を取り崩しております。これを考慮すると1億5,237万3,793円の赤字となるわけでございます。

そういう形の中で、繰越金、多く出ておるようでございますけれども、基金からの繰り入れで賄ったというようなことで、黒字になっておるということを御認識いただきたいと思います。

次に、認定第2号でございますけれども、平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますけれども、本案は、歳入総額が4,614万1,704円、歳出総額が4億601万7,772円ということで、3億5,987万6,068円の赤字となっておるわけでございます。

これは、もう御承知のとおり、繰り上げ充用を用いて、毎年、決算をしておるわけでございませんで、できるだけ償還努力をして、少なくする努力はやっておりますけれども、なかなかやはり非常に難しい面があるところでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

それから、認定第3号、これにつきましては、平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本案は、歳入総額が288万5,137円、歳出総額が108万円でございます。歳入歳出差し引き額は180万5,137円というふうな決算になっておるところでございます。

次に、認定第4号平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、本案は、歳入総額が440万9,818円、歳出総額が270万234円ということで、歳入歳出差し引き額は170万9,584円となっておるところでございます。

本事業についても、償還業務、回収業務を行っておりますけど、若干、滞納があるというようなことで、本事業も極力、回収をやっていくというようなことで努力をしておるところでございます。

次に、認定第5号でございますけれども、平成18年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本案は、歳入総額が1,511万3,691円、歳出総額が768万913円ということで、歳入歳出の差し引き額は743万2,778円となっておるところでございます。

歳入の主なものは、霊園使用料ということで、8件、管理料とも8件ということでございます。あと基金への繰入金ということでやっておるわけでございます。この会計は、スムーズな運営ができるおるところでございます。

次に、認定第6号平成18年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、歳入総額が24億4,766万882円と、歳出総額が25億1,762万7,968円ということで、歳出の方が上回って、6,996万7,086円の赤字となっておるところでございます。しかし、単年度収支から見れば、1,059万1,293円の黒字となっておるということでございますんで、少しずつ赤字が少なくなってくるんではなかろうかなと、このように考えておるところでございます。

次に、認定第7号平成18年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本案は、歳入総額が28億3,296万3,892円、歳出総額が28億4,282万1,735円ということで、これは987万5,843円の赤字でございます。

しかし、単年度収支は1,276万8,593円の黒字となっております。なお、この会計につきましては、国からの精算金がありますんで、大体とんとんの運営が毎年できているところで、少しづつずれ、年間の1年ずつのずれはありますけども、とんとんの運営ができるおるということを御報告をいたします。

次に、認定第8号平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、本案は旧築城地区の下水道事業でございますが、歳入総額が4億387万7,561円、歳出総額が4億14万2,998円ということで、373万4,563円のいわゆる財源が残っておるところでございます。

次に、認定第9号平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、本案は、歳入総額が3億324万3,545円、歳出総額が2億9,839万483円ということで、485万3,062円のいわゆる残を残しておるところでございます。

この事業は、西高塚地区、それから椎田北部地区、それから椎田西部地区というふうなことで、一応、この会計で行うよ——実施をした、もしくは今から事業を行うというところでございます。

次に、認定第10号平成18年度築上町簡易水道事業特別会計決算の認定でございますけれども、本案は、歳入総額が1億3,276万6,125円、歳出総額は1億2,890万9,682円ということで、差し引きは385万6,443円の黒字となっておるところでございます。

しかし、翌年度への繰越財源が348万円ございますんで、実質収支は37万6,443円という形になっておるところでございます。

次に、認定第11号平成18年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございますけれども、本件は、営業収益が2億3,003万8,022円と、それから営業外収益が117万9,304円ということで、総収入が2億3,121万7,326円、それから支出については、営業費用ということで1億6,726万1,961円、営業外費用が5,144万9,278円、総費用が2億1,871万1,240円ということで、経常利益が1,250万6,806円となっております。そして、特別損失というのがございまして、10万4,658円、特別損失がございますんで、すべて差し引きいたしますと、1,240万1,428円の一応、黒字となっておるところでございます。よろしく御審議をいただき、そして、なお詳細につきましては、決算附属資料を御配付いたしておりますので、よろしく御一読の方、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（成吉 暁奎君） 御苦労さんでございました。

ここで代表監査委員に、平成18年度会計決算の監査結果の報告を求めます。代表監査委員の

浦岡信男さん、お願いいたします。

○代表監査委員（浦岡 信男君） 平成18年度築上町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書について、去る7月20日から30日まで11日間にわたり、関係課の監査を行いました。平成18年度、財政事情は非常に厳しい状況におかれています。職員一人一人が意識改革を持ち、全職員体制で財源確保と不要の歳出の抑制に取り組む必要があります。

一般会計の決算を見ると、町税収入が前年度の収入済み額を上回ったほか、前年度に比べて自主財源が多少どうかしたが、歳出にかかる不足分を町債の借り入れや基金などから繰り入れによって資金調達するなど、町財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっております。

また、特別会計では、保険給付費を依然としてどうかしており、保険給付費の伸びが予断を許さない状況であります。なお、町税及び国民健康保険税等については、公平な負担と財源の確保の観点から、厳正な滞納処分を進めるなど、滞納者の実情に応じた適切な処理を行い、収入未済の回収に向け、機動的に取り組まれたい。

最後に、新たに策定された築上町総合計画に対し、積極的な推進に努めるとともに、財源の重点的かつ効果的な配分に留意し、財政運営の健全化に向けて、一層、積極的に取り組まれるようお願いし、監査の意見といたします。

以上です。

○議長（成吉 暉奎君） 御苦労さんでございました。

日程第18. 議案第82号

○議長（成吉 暉奎君） 日程第18、議案第82号築上町敬老祝金条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読に統いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第82号築上町敬老祝金条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成19年9月7日、築上町長新川久三。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第82号は、築上町敬老祝金条例制定をするものでございます。現行の条例、これに関する条例は、築上町敬老年金条例というものがございますが、この条例を廃止をいたしまして、来年の4月、20年の4月1日から、新しく築上町敬老祝金条例を施行するものということで提案をさせていただいておるところでございます。

そして中身は、近隣とかいろんなところを加味し、そして町の行財政改革の一環というようなことで、今までは、敬老年金を前期・後期で9,000円ずつ支給しておりましたけれども、祝金ということで、年間で10月1日を基準日といたしまして、年間1万円の祝金を支給すると。

まあ、これは近隣等の調査をいたして、こういう形で提案をさせていただいておるところでござります。よろしく御審議、それから御採択をお願い申し上げます。

○議長（成吉　暉奎君）　御苦労さんでございました。

お諮りします。日程第19、議案第83号の福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてから、日程第22、議案第86号の築上町監査委員の選任についてまでを会議規則第39条第2項の規定により、委員付託を省略し、本日、即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉　暉奎君）　異議なしと認めます。よって、議案第83号から議案第86号までを委員会付託を省略し、本日、即決することを決定いたしました。

日程第19．議案第83号

○議長（成吉　暉奎君）　日程第19、議案第83号福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村　信雄君）　議案第83号福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する。平成19年9月7日、築上町長新川久三。

○議長（成吉　暉奎君）　新川町長。

○町長（新川　久三君）　議案第83号は、福岡県市町村職員退職手当組合の規約の変更でございますけれども、合併によりまして、議員の条項のところを現実に即したところに、一応、規約変更するということでございますんで、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（成吉　暉奎君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉　暉奎君）　ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉　暉奎君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉　暉奎君）　ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉　暉奎君）　これで討論を終わります。

これより議案第83号について採決を行います。議案第83号は原案のとおり可決することに

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決するこ
とに決定しました。

日程第20. 議案第84号

○議長（成吉 暉奎君） 日程第20、議案第84号工事請負契約の締結についての議決内容の一
部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第84号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更に
ついて、平成19年3月23日付、議案第58号をもって議決された、地域水産物供給基盤整備
事業、八津田漁港建設工事（その5）の工事請負契約にかかる議決内容の一部を次のように改め
る。平成19年9月7日提出、築上町長新川久三。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第84号は、工事請負契約の変更についてでございますが、これは
八津田漁港建設工事のその5でございます。

一応、まず、変更時点ということで、工期を「平成19年の3月23日から19年の9月
10日まで」といたしておりましたものを「平成19年の3月23日から11月30日まで」と
延長をいたしたものでございます。

それから、請負契約額を「1億7,955万円」を「2億3,483万3,550円」に変更い
たしたいというふうなことでございます。この一応、額の形につきましては、いわゆる入札で予
定価格で残余がありましたものと、それから、入札によって、たしか80%ぐらいの入札予定価
格に対して入札だったんで、その段を一応、来年度施工分を一応、先延ばしいたしまして、その
約5,000万余りのお金で沖の物上げ場を81.6メーター延ばすものでございます。よろしく
御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（成吉 暉奎君） 御苦労さんでございました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 追加工事ということなんですが、金額が、やむを得ない場合で、
例えば何百万とか、この金額に対して何百万とかいう金額ならわかるんですが、予算の関係とか、
そういう関係で、入札もしないで、5,000万以上の金額を追加工事出すというのは、私はち
ょっと追加工事の範囲のというか、その追加工事という許容の範囲を超えてるんじゃないかなと
いうふうに思うんですが、その5,000万を超える金額というのが、追加工事の範囲内になる

のかどうなのか。

それと、当初の計画にない、全然違う部分を工事をするのに、それが追加工事という言い方になるのかどうなのかを確認をしたいというふうに思います。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 国には全体計画で出しておりますし、その分の執行残を後の19年度施工するところで、一応、これは工法的には同じ工法でございますし、そして、入札残は非常に、まあ入札率、請負比率が非常に安くできております。そういう形の中で、業者と協議しながらやるという話になったんで、これは当然、財政的にも非常に有利になるという形にもなりましょうし、そういう形で、これは国との協議において、この工事をやってよろしいという承認をとっておりますんで、それは執行者としては、当然やるべきだろと、このように考えております。

○議長（成吉 暉奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） 今、その80%の入札率だったと。だから、追加工事やつてもいい。

そしたら、80%で落札した業者に対して、それじゃかわいそうだから、恩典をつけてやろうじゃないかというふうなことを今言ったのと同じじゃないかなというふうに思うんです。

入札は80%だったというのは、これは正当な入札をやって、正当な形で落札した金額なんです。それが80%だったから、追加工事をやってもいいじゃないかという話は、何のための入札をやったのかがわからないような形になると思うんですが、その点、どういうふうに理解していますか。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 決して、業者に恩典を与えたもんでもないし、施工、まだ、現在施工しておりますし、その延長線上というふうなことで、当然、これは工法的には、私は、現代の業者にさせていいんではないかと考えております。

○議員（14番 武道 修司君） じゃあ、一つ、最後。

○議長（成吉 暉奎君） 武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） あの質問もあるみたいなんであれなんですが、通常、やっぱり5,000万を超える部分に関しては、やっぱり入札をやるべきだというふうに私は思っています。

金額が少ないので、ついでにというんであれば、それか、大きな大義がある。通常であれば、7,000万、8,000万かかる工事が、今の業者にそのまま延長でないでしてもらったら、その流れの中でやるから、すごく安くできたんだと。

通常であれば、1億かかるものがとか8,000万かかるものが50%で済むんだよとか、

70%で済むんだよという理由があればわかるんです。そういうふうなものがないで、80%の入札だったからやりましたという話は、根本的におかしいんではないですかという話なんです。

大きな何らかの理由、大義をちゃんととした形で説明をしていただきたいということを今、言っているんです。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これは、新たに入札をやるよりも、今の施工業者にやられた方が安くつくという判断をしたんで、この変更契約やるもんでございます。

○議長（成吉 暉奎君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 町長にお尋ねします。町長が今の一言言わなかつたら、町長に聞くつもりなかったんですが、町長、敷札ですかね、入札予定価格の80%で落札しているわけですね。だから、変更契約についても、追加の工事についても、その100%じゃなくて80%で契約するから、20%、町が助かるんですよということを町長が言っているわけですね。

ところが、その業者と契約すれば、確かに20%が安くなると思いますけれども、敷札の最低制限価格が80%にしていますか、それ以下でしょう。そういう言い方すると再度、入札した方が安く上がる可能性もあるということを秘めているわけですよ。

70%で落札する業者もいるかもわかりません。ただ、延長線上で海の上の仕事であるから、今、工事しているとこの関連で、一番施工もしやすいし、請負比率も安いから、町としても、こと契約するのがベストであるということを言っておるわけですか。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 吉元議員の言うとおりでございます。ベストであるということで、共通仮設費とか、いろんな諸経費が、当初の分に見込まれておるし、しないでいい、新たに入札すれば、新たな形で、いろんな諸経費を皆、見ていかなきやいかんという状況も出てまいりますんで、今の変更契約という形は、私は、一番有利になるというのは判断しています。

○議長（成吉 暉奎君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） その点については、なかなか仕事のことに詳しくない人とか、こういうことに携わってない人については、理解しがたいと思うんですよ。

また、じっくり委員会等で、ほかの面で説明したらいいと思うんですけども、じゃあ一言、一応、議会においては、5,000万以上、議会にかけるということになっていますね、一つの案件について、工事請負については。今後、やっぱりそういったものに関しては、切れるもんだったら、やっぱり70%で、あるいは落札する業者がいるかもしれないですから、今後、そういういたものについては検討する余地があるかどうか。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 新たに、同じ漁港の工事、例えば、漁港の工事という形、全く関連のないところを工事するという形になれば、切って、来年度の施工の分は新たな入札でやる場合も出てくると思います。

以上です。

○議長（成吉 瞳奎君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） そういうことになれば、そういった場合は、地場業者を育成ということで、できるだけ地場に落とせるものについては、そういうふうにしていただきたいと思うが、どうですか。

○議長（成吉 瞳奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 工法的に地場でできるという形で判断すれば、当然、地場の業者に入札は出します。

○議長（成吉 瞳奎君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 瞳奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 瞳奎君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 瞳奎君） これで討論を終わります。

これより議案第84号について採決を行います。議案第84号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 瞳奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21. 議案第85号

○議長（成吉 瞳奎君） 日程第21、議案第85号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第85号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。平成19年9月7日提出、築上町長新川久三。

○議長（成吉 瞳奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 人権擁護委員の推薦についてでございますが、この人権擁護委員は、前任の越路信章氏が死去いたしました。その後任として、同じ地区の川端洋子氏を推薦するものでございます。

川端氏は、略歴、皆さんお手元にお配りしておると思いますが、築上中部高校出まして、59年に、町の給食調理員に任命されております。そして、ことしの3月に定年退職をいたしまして、何かお役に立ちたいという話でございましたんで、推薦をいたしておるところでございます。よろしく御同意をお願い申し上げます。（「どこなんです、これ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（成吉 暁奎君） よろしいでしょうか。ありませんか。（発言する者あり）吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） ちょっとこの議案について意見はないんですけど、いつも、こういった資料の出し方をするんで、今後、気をつけてほしいと思います。

この議案に直接つけてないと、審査するときに大変不便です。でもう、いろいろいろいろ、ばらばらでいっぱいりますんで、今後、そういうことのないように、資料提出については考えてください。

○議長（成吉 暁奎君） はい、わかりました。

○議員（11番 吉元 成一君） わかりました、議長が返事してもだめじや。

○議長（成吉 暁奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 吉元議員の言うとおり、わかりやすく説明はつけるべきだろうと思います。そのようにします。

○議長（成吉 暁奎君） よろしいでしょうか。

ただいま説明がありましたように、人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

本案は人事案件です。会議規則第81条の規定により、起立で適任、不適任を本日、決定したいと思います。

○議員（15番 平野 力範君） 議長、動議です。

採決方法を起立というのは、こと合併してからの話で、旧椎田町においては、全部、人事案件に関しては投票で行っておりました。より自由な個人の意思の（ ）が発言できるということで、投票方式の方がふさわしいと思いますし、近隣の市町村を見ても投票方式がほとんどです。よって、採決方法を改めていただきたいと思いまして、動議を提出します。

○議長（成吉 暁奎君） 今、平野議員から動議を出されました。（発言する者あり）よろしいですか、この動議、賛同者には3名が必要でございます。賛同の方の御起立をお願いいたします。（「議長も入らん」と呼ぶ者あり）

[賛成者起立]

○議長（成吉 暉奎君） わかりました。（発言する者あり）

ただいま、3人以上の議員から表決の取り扱いについて投票で処理することになりましたので、投票で……（発言する者あり）

○議員（11番 吉元 成一君） 今は、投票に対する動議について皆さんに諮ることについての賛同者がいるか、いないかを聞いただけで、投票することに賛成で決まったわけではありませんので、投票にするか、起立にするか、採決をとってください。

○議長（成吉 暉奎君） はい、採決とります。だから、投票により——。

○議員（14番 武道 修司君） 採決方法は、これは議長権限だらうと私は思うんですけど、議員の権限じやないと思うんです。どういうふうな採決の方法をやるかちゅのは、議長の権限で、議長がどのような採決をしますということで、皆さんに承諾とれば、それでいいんじゃないかなというふうに思うんですが、皆さんの採択ちゅか、举手で採択方法決めるんですかね。

○議員（11番 吉元 成一君） 議長、異議あり。

○議長（成吉 暉奎君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） 武道議員の言われることは、ほかに意見がない場合のことです。意見がありまして、議長は動議に賛成者の同意を求めました。3人以上いたわけですから、もうここでは議長の権限で決めることはできないと思います。

だから、どっちがいいか、議長が最初に提案したのがいいか、あるいは後で動議が出た分がいいかの採決をとるべきだと思います。その前の時点なら、議長の権限で決めるべきなんですよ。

だから、これから賛否については、議長が手挙げさせるときは手を挙げて、この案については手を挙げます、举手で願いますとか、起立て願いますとか、基本的には、立たないとよくわからないんですよ、举手の場合は。でも、体の不自由な方が立てないとかいう人もいるから、举手を求めたりするというやり方もある。

だから、きちっと議長が言い渡したらいいわけですけど、今回は、ちょっとそういうことなんで、どっちかの数で決めるべきだと思います。

○議長（成吉 暉奎君） ただいま、3人以上の起立がございましたので、表決の取り扱いにつきましては、投票ですることになりましたので、（「いや、なってないよ」と呼ぶ者あり）いやいや、ごめんなさい。（発言する者あり）投票により賛否を決定いたします。

○事務局長（江本偉久雄君） 表決に対する賛否の条文を読み上げます。これ、会議規則に載っています。

まず、81条が起立により表決です。これは、表決の順番をうたっています。で、一つは、まず、起立をするというのがメインです。次に、議員の方から、3名以上から異議があつた場合に

は、議長は、記名または無記名の投票で表決を図らなければならないということで、投票採決になります。これが会議規則でうたわれています。

以上です。

○議長（成吉 暁奎君） ちょっとよろしいですか。そしたら、これどうしますか。（発言する者あり）それでは、最初に私が言いましたような起立でやるか、投票でやるか、採決をとりたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

私が、最初に81条の規定により起立ということに賛同の方は御起立をお願いいたします。
(発言する者あり)

[賛成者起立]

○議長（成吉 暁奎君） それでは、投票でやるという方の御起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（成吉 暁奎君） それでは、結果は、投票が12名、起立は7名で、投票いたすことになりました。（発言する者あり）

本案は人事案件であり、会議規則第81条第2項及び第82条の規定により、投票で賛否を決定いたします。

議場の出入り口を閉めてください。

[議場閉鎖]

○議長（成吉 暁奎君） ただいまの出席議員は20名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に、3番、工藤久司議員、4番、塩田昌生議員を指名いたします。

投票箱の点検をお願いいたします。

[投票箱点検]

○議長（成吉 暁奎君） 念のため申し上げます。適任の方は適任に丸印を、不適任の方は不適任に丸印を記入してください。どちらか判明しがたいものは、あるいは白票は否とみなします。

投票用紙を配付してください。

[投票用紙配付]

○議員（11番 吉元 成一君） 異議あり。無記名ですか、記名ですか。

○議長（成吉 暁奎君） はい、無記名でございます。

○議員（11番 吉元 成一君） 記名したら無効になるんですか。（ ）無効になりますか。

○議長（成吉 暁奎君） 無記名です。

○議員（11番 吉元 成一君） 記名した場合は無効ですか。

○議長（成吉 暁奎君） 無効ですね。（発言する者あり）

不備な点があろうかと思いますが、御協力のほどお願いいたします。

投票用紙は配付、終わりましたですか。漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君） それでは記入してください。記入しましたら、順次、投票してください。

（発言する者あり）

[議員投票]

○議長（成吉 暉奎君） 投票の漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暉奎君） これで投票を終わります。

では開票を行います。立会人の方、お願ひいたします。

[開票]

○議長（成吉 暉奎君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、有効投票19票、無効投票ゼロ。有効投票のうち適任17票、不適任2票です。したがって、議案第85号の人権擁護委員に川端洋子氏を適任とすることに決定しました。

日程第22. 議案第86号

○議長（成吉 暉奎君） 次に、日程第22、議案第86号築上町監査委員の選任についてを議題といたします。

有永議員、退席をお願いいたします。

[9番 有永 義正君 退席]

○議長（成吉 暉奎君） 職員の朗読に続き、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第86号築上町監査委員の選任について、築上町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求める。平成19年9月7日提出、築上町長新川久三。

○議長（成吉 暉奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第86号は、築上町監査委員の選任についてでございます。監査委員ということで、議会選出の議員からの監査委員、それから知識人代表の監査委員ってことで、2名、監査委員がおられます。前任の議会からの監査委員が、議会の任期によりまして、川端政廣氏が、一応、任期満了になりました。そして、新たに議会からということで、有永義正氏を監査委員ということで議案として提案いたしましたんで、どうぞよろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（成吉 暉奎君） ただいま説明がありましたように、築上町監査委員選任について、議会

の同意を求めるものであります。

本案は人事案件であり、会議規則第81条第2項及び第82条の規定により、投票で賛否を決定いたします。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議員（11番 吉元 成一君） 先ほどの局長の会議規則の説明によると、本来ならば起立による賛否をするべきだと。しかし、異議があれば投票ということでしたので、起立による賛否をお願いいたします。それが会議の運営上のルールじゃないんですかね。それで異議があれば投票で。（発言する者あり）

議長、いいですか。局長が会議規則で基本的にはこうですよということを説明したんですよ。だから、それを議長はやるべきですよ。それで異議が出て投票になれば投票で結構です。

○議長（成吉 暁奎君） それでは、今、吉元議員が言われましたように、会議規則第81条の規定により起立でございましたが、先ほど、反対意見もございましたので、今回、起立でもって賛同の方は御起立願います。（発言する者あり）

○議員（15番 平野 力範君） そうでない。投票に賛成の方は起立でということでしょう。

○議長（成吉 暁奎君） そういうことです。（「どういう意味か」と呼ぶ者あり）

○議員（15番 平野 力範君） ちょっともう一回、言ってください。

○議員（11番 吉元 成一君） へじやから議長、いいですか。僕が言ったのは、会議規則どおりいくと、局長が言われたように、議長が最初に諮るときは、結局、賛否を問うときは、起立による賛否で皆さんに促すと。そうしたときに、異議ありというか、先ほどは出ましたけど、今度は異議がありと言わん限り起立でやるべきじゃ、会議規則どおりでいくと、やるべきじゃないんですかと、こう言っておるんですよ。

○議長（成吉 暁奎君） はい、わかりました。

○議員（15番 平野 力範君） 異議あり。

○議長（成吉 暁奎君） 平野議員。

○議員（15番 平野 力範君） 先ほどと同じように投票でやるべきと思います。

○議員（2番塩田 文男君） 先ほどの話に戻りますけど、議長、今後はそれでいくと、（　）思いますけど、そこはどうなんか。

○議員（11番 吉元 成一君） そりや、議長、それを言いよったら、いいですか議長。議長、今後は投票でいくと、それを詰めた話をした、議長も詰め合わせるような話するんやったら、今後は、投票でいくのは、人権擁護委員について今後と言ったかもわからんでしょう。

人事案件すべて今後は投票でいきます。皆さんにそれを諮って賛否を聞きましたか。とってないやないですか承諾も。とて、今後は全部やりますという申し合せをしたら別なんです。この議場ありましたということは。（発言する者あり）

○議長（成吉 暁奎君） それでは、起立と投票の賛否をとります。

起立に賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（成吉 暁奎君） 次には、投票に賛成の方、御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（成吉 暁奎君） 11対6で投票することに決定いたしました。

ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に、5番、田原宗憲議員、6番、丸山年弘議員を指名いたします。

投票箱の点検をお願いいたします。

[投票箱点検]

○議長（成吉 暁奎君） 念のために申し上げます。同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印を記入してください。どちらか判明しがたいものは、あるいは白票は否とみなします。

投票用紙を配付してください。

[投票用紙配付]

○議長（成吉 暁奎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暁奎君） それでは記入してください。記入したら、順次投票してください。無記名でございます。

[議員投票]

○議長（成吉 暁奎君） 投票の漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成吉 暁奎君） これで投票を終わります。

では開票を行います。立会人の方はお願ひいたします。

[開票]

○議長（成吉 暁奎君） 投票の結果を報告します。

投票総数18票、有効投票18票、無効投票ゼロ。有効投票のうち同意13票、不同意5票です。したがって、議案第86号の築上町監査委員に有永義正氏を同意することに決定いたしました。

[議場開鎖]

○議長（成吉 暁奎君） 議場を開いてください。

[9番 有永 義正君 入席]

日程第23. 発議第11号

○議長（成吉 嘉義君） お諮りします。日程第23、発議第11号の築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日、即決したいと思いますが、御異議ありませんか。どうぞ、信田議員。

○議員（19番 信田 博見君） この議員の定数にかかる問題は、今回、議員3人の提案で提案がなされるようありますけれども、今までのやり方としては全員協議会で決めて、議員の総意ということで、副議長の名前で、そして賛成者を委員長という形でやっていたと思うんですよ。それで、これは議長の判断だと思うんですけども、できれば、そういう形をとってもらいたいというお願いでございます。（発言する者あり）

○議長（成吉 嘉義君） 異議なしと——異議があるんじゃない、これ。

○議員（11番 吉元 成一君） 議長。

○議長（成吉 嘉義君） 吉元議員。

○議員（11番 吉元 成一君） ちょっとおかしなこと、議長、なっているんですけど、議員からの発議については、所定の賛成者がおれば、緊急動議で、このままで、あらかじめ提出しなくても出せるんですよ、でしょう。

だから、今まで、前回のルールでと信田議員、おっしゃいましたが、前回は裏話をするわけにはいかないんでしょうけども、案が2つあったわけでしょう。その中で、議員の身分に関するこことですから、調整をするために、当時の議長さんを初め、議会の委員長さんたちが、全協に落として、1回、出す前に協議したらどうかということで、そして調整して、副議長の名前で提出しただけなんですよ。

もうこれ、議題として受け付けて、もう載っているわけですよ。これを今さら差し戻せとか、取り下げるちゅうような言い方に聞こえるの、こういうことは議会議員の行動として、これは僕の権利として守られたことなんですよ。これを侵害されることは、非常に遺憾に思います。

それと、議長からはつきり言ってもらいたいんですけども、この種の案については、議長が言うように、委員会審議を省略し、本日即決とすることに異議ありませんかと。

だから、これについて、もし、もう少し綿密に審査したいとか、いろんな、どういう事情が聞きたいかったら私に質疑するべき、提案理由の説明したら。したら、私が答えて、それで納得するかしないかで判断して即決する問題です。

単純なお金が幾らかかるとかいうような問題じゃありません。議会議員の定数を削減するだけの案ですから、でしょう。で、その前に、委員会審議を省略しと、いや、委員会審議してくださいゅんなら、じゃあ、委員会付託をするかしないかの賛否を問うて、委員会付託なら、所管の

総務委員会で付託して、総務委員会で最終結論出して、委員長報告して採決すりやいいだけのことじゃないですか。

提出者を変えてどうのこうのとか、全く議会のルールに反したようなことは、ちゃんと説明してくれないと困ります。議員としての権限です。（発言する者あり）

一度、そういう形をとると、全協に落とすと、すべての議員発議について全協ですよ。どこの議会でも、そういうことはありませんよ。

○議長（成吉　暉奎君）　発議上程において、要件を満たしておりますので、日程第23、発議第11号の築上町議会議員定数条例の一部を改正する上程の制定についてを議題といたします。

本日、日程第23、発議第11号築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。局長。

○事務局長（江本偉久雄君）　発議第11号築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案は別紙のとおり、築上町会議規則第14条の規定により提出する。平成19年9月7日、提出者、築上町議会議員吉元成一、賛成者、同議会議員塩田昌生、同じく賛成者、同議会議員田原宗憲。

以上です。

○議長（成吉　暉奎君）　吉元成一議員に提案理由の説明を求めます。

○議員（11番　吉元　成一君）　別紙のとおりということで、築上町議会議員定数条例（平成18年度築上町議会条例第1号）の一部を次のように改めるということで、本文中の築上町議会議員の定数を20人とするを築上町議会議員を定数を16人と改める。

附則として、この条例は公布の日から施行し、次の一般選挙から適用すると。

提案理由については、現在の議員定数は、合併協議会で、定数24で合併が議会で承認されて成立されました。しかしながら、今日の取り巻く情勢の中で、皆さんのが御存じのとおり調整をして、20で選挙前に、今回の選挙前で定数20で改定されました。

選挙を取り組む中、また、今日の情勢を見る中、合併後の広範囲の地域状況や人口規模を勘案するとともに、議会が住民同様の機関であり、住民の意思が反映できる範囲内で議員の定数の削減を20にしましたが、まだ、それでも少し多いんじゃなかろうかという意見が大半で、私が相談して、賛成議員と相談したところ、住民の代表機関である議会が、住民の意思を反映できる範囲とするならば、余り削り過ぎるのもどうかなということで、合併前の両町16名、16名からすれば、半数に減すということで、今回は16で提案いたしましたので、よろしく御審議をお願いいたしまして、採択のほどをお願いいたします。

○議長（成吉　暉奎君）　今、吉元成一議員からの説明がございました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。岡田議員。

○議員（13番 岡田 信英君） 今、吉元議員の説明は、確かに町民の意向を抱いておりますが、私は当初から、選挙公約とともに、新人議員の法の中の14名から16名ということで、徹底的にそれを町民に訴えてございました。その16名は満たしておりますが、まだ、甘いんじやなかろうかと。

聞くところによりますと、豊前市なんかは約3万人の人口の中で、今、17名と。それが16名に、また持つていこうというような状況です。苅田町なんか3万5,000おる中で、議員は18名という中にすると、まだまだ甘いんじやなかろうか。

それで、私は、16名は反対じやありませんが、14名から16名という許容範囲に、私の意見の中に入っていますので、一応、賛成はしますけど、一応、14名で検討したらどうでしょう。まあ、その他12名という方がおるかと思いますが、よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（成吉 暉奎君） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり） はい、結構です。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畠議員。

○議員（7番 西畠イツミ君） この築上町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、反対の意見を述べさせていただきます。

というのは、合併協議会で24名で決まっておりましたが、20名に議員定数を削減して選挙を行いました。確かに、住民の中には20名では多過ぎるとの声もたくさんありますが、また、近隣に比べたら、20名、多過ぎるという声もございます。

でも、住民の声を議会に反映させるためには、余りにも削減、人数を減らすと届きにくくなります。それによって、また、選挙を行って、すぐにこの議員定数削減の提案されることについては、私は、まだ十分審議をつけていますか、状態を見ることも必要ではないかと思います。

確かに、行政改革の一環として議員定数を下げるのも必要でしょうが、住民の声を届きにくくするような削減には、私は反対いたします。

○議長（成吉 暉奎君） 賛成意見のある方。宮下議員。

○議員（20番 宮下 久雄君） 議会の定数につきましては、改選前の議会のときに、定数削減についていろいろ話がございました。

けれども、あの議会のことは、当選されてきた議員で検討すべきではないかということで、先送りして今日を迎えたわけです。そういうことがありますので、真っ先に選ばれた私たちは、この件に関しましては、態度をはっきりとすべきものと思って、選挙も戦ってまいりました。

それと、数の問題ですけれども、合併効果ということもございます。それから、町執行部と、もう一方の議会の力関係ということもあります。ですので、旧椎田町、旧築城町の合併以前の数を考えたということ、これは私は当然な定数であろうと思っておりまして賛成をいたします。

○議長（成吉 暉奎君） 御苦労さんでございました。

ほかにございませんか。（「賛成」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより発議第11号について採決を行います。発議第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（成吉 暉奎君） 賛成起立が18名、反対が1名でございます。よって、発議第11号は原案のとおり可決することになりました。

ここで議案に対する資料要求があれば、お手元に配付しております様式により事務局まで申し出てください。これで資料要求を終わります。

なお、一般質問の締め切りは、本日の午後3時までといたします。

また、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、お手元に配付の様式で事務局まで提出してください。

○議長（成吉 暉奎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。議長の不備・不行き届きな点が多々あったと思いますが、何とぞよろしく御了承ください。これで散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時42分散会
